

## 吉野作造の帝国主義批判と植民地論

平野敬和

本稿は、吉野作造の朝鮮論・台湾論など植民地に関する論説を取り上げ、1910年代から20年代前半にかけて、どのような形で東アジアの民族運動を理解しようとしたのかを検討するものである。第一次世界戦争が始まると、吉野は逸早く植民地統治批判論を発表し、後には、民族自決を承認する立場から帝国主義批判を展開した。吉野の植民地論は、植民地の政治的独立を主目的とする議論ではなかったが、彼の主張には、従来の同化主義政策を否定しながら、植民地の自立要求に応じて自治を承認することで、本国と植民地の提携を模索し、帝国秩序を再編するという議論の方向性を見取ることができる。

ここでは、第一に、第一次世界戦争期の吉野の植民地論を取り上げ、その中心に位置する同化主義批判の思想的意味について検討する。第二に、世界戦争終結前後の吉野の国際認識を検討すると同時に、それが帝国秩序の再編論に及ぼした影響を考察する。第三に、三・一独立運動をきっかけとして、吉野が「興国的朝鮮」の存在を認め、植民地の民族運動の要求に応えることから、日本政府への批判を強めていく過程を検討する。第四に、1920年代前半の植民地論を検討することから、吉野の議論の射程を明らかにする。

### 問題の設定

第一次世界戦争のインパクトは、植民地帝国日本の思想状況を一変させた。戦争に参戦した諸国では広く民衆の動員が行われたが、とりわけ連合国では、この戦争をデモクラシー対軍国主義の争いと位置付けたこともあり、世界的にデモクラシーの機運が高まった。日本においても、こうした世界の大勢と日露戦争以後の民衆が政治的に登場するという新しい情勢を受けて、既存の政治・社会システムの変革を求める運動が活発化した。それは一方に、憲政擁護運動を始めとして、元老、枢密院、軍部、貴族院など特権階級の権限を弱めるために、普通選挙の導入、議会政治・政党政治の確立、民衆の政治参加の拡大を目指すと同時に、もう一方には、帝国主義批判を背景として、植民地帝国の支

配原理への抵抗運動を呼び起したのである。

吉野作造(1878～1933年)が論壇に登場したのは、まさにこうした変革期であった。1910年から3年間ヨーロッパに滞在して、戦争前夜の空気を体験した吉野は、帰国後、『中央公論』を始めとする総合雑誌という新たなメディアを通じて、広く読者を獲得し、オピニオンリーダーとしての役割を果たした。そこで吉野は、政治領域の確立を目的として新たな政治的主体を立ち上げる民本主義論を提示すると同時に、民族自決を承認する立場から帝国主義批判を展開し、植民地の異議申し立てに応えることによって、デモクラシー運動の理論的指導者となったのである。

本稿は、そのうち吉野の朝鮮論・台湾論など植民地に関する論説を取り上げ、1910年代から20年代前半にかけて、どのような形で東アジアの民族運動を理解しようとしたのかを検討するものである。世界戦争が始まると、吉野は逸早く植民地統治批判論を発表し、後には、民族自決を承認する立場から帝国主義批判を展開した。吉野の植民地論は、植民地の政治的独立を主目的とする議論ではなかったが、彼の主張には、従来の同化主義政策を否定しながら、植民地の自立要求に応じて自治を承認することで、本国と植民地の提携を模索し、帝国秩序を再編するという議論の方向性を見取ることができる。

先行研究では、吉野の植民地論について、解釈が分かれてきた。そこでは、「大正デモクラシー」そのものに対する評価の問題を背後に抱えて、吉野がいかに帝国主義を批判し、試金石としての植民地問題に対応したのか、あるいは最終的に帝国主義を乗り越えられたのかどうかという点が、議論されてきたのである。松尾尊兌は『民本主義と帝国主義』(みすず書房、1998年)において、吉野が帝国主義批判者として抜きん出た存在であったことを明らかにしようとした。また、吉野の植民地論が、植民地の政治的独立を目指すものではなかったという批判に対しては、彼が将来の独立を念頭に置いていたことを、直接吉野の思想から、あるいはその背景としての彼の行動(朝鮮・満洲への訪問、植民地留学生との交流、日本組合基督教会の植民地伝道との関わり)から読み出そうとした。

本稿では、先行研究の議論を踏まえながらも、吉野がどの程度まで帝国主義と対決し得たのかという評価軸を一旦離れて、帝国秩序の再編を目指す吉野の植民地論が、現実政治との関わりの中で、どのような形で矛盾を深めていったのかという点に注目することにしたい。言い換えるなら、一方において、彼が日本の帝国主義を批判しながらも、もう一方においては、植民地の自治的発達を促す中で、植民地住民の日本臣民としての存在意義を改めて位置付け直すという、議論の困難性を抱えていたことを重視したい。具

体的には、次のような点を明らかにする。

第一に、第一次世界戦争期の吉野の植民地論を取り上げ、その中心に位置する同化主義批判の思想的意味について検討する。彼はイギリスの植民政策を手本として、植民地の「民族心理」を尊重するという立場から、同化主義を批判し、植民地自治論を提唱した。第二に、世界戦争終結前後の吉野の国際認識を検討すると同時に、それが帝国秩序の再編論に及ぼした影響を考察する。彼は「帝国主義より国際民主主義へ」という時代認識に基づき、民族自決を承認したが、そこにはウィルソンの影響を見て取ることができる。第三に、三・一独立運動をきっかけとして、吉野が「興国的朝鮮」の存在を認め、植民地の民族運動の要求に応えることから、日本政府への批判を強めていく過程を検討する。この時期、彼は呂運亨を始めとして、多くの独立運動家との接触を試みる中で、対話の糸口を探っていた。第四に、1920年代前半の植民地論を検討することから、吉野の議論の射程を明らかにする。彼の植民地論は、総督府の進める「文化政治」とは異なる側面から、新たな形で本国と植民地の提携を模索し、帝国秩序の再編を試みるものであった。しかし、その議論が、植民地の政治的独立を求める民族運動と折り合う地点を見出すことは、極めて困難であった<sup>1)</sup>。

## 1 第一次世界戦争と植民地論

先行研究では、吉野の植民地論について、「満韓を視察して」（『中央公論』1916年6月）が最も早いものとされてきたが<sup>2)</sup>、近年の研究で、「非同化主義論」（『新台湾』1915年1月）の存在が明らかになった<sup>3)</sup>。『新台湾』は台湾在住の民間内地人の雑誌として1914年12月に創刊され、東京の東京通信社で発行して台湾に移入されていた。吉野は「非同化主義論」の中で、台湾と朝鮮の植民地統治をともに同化主義批判の視点から論じているが、この批判の方向性は、以後の植民地論にも継承される。そこで、まずこの論説の中身を検討したい。

吉野は最初に、ドイツとイギリスの植民政策を比較して、次のように述べている。ドイツは「何事にも汎日耳曼主義で、他国の領土を侵略しても全然独逸化せしめんと努力して居る」のに対して、イギリスは「植民地の自由を重んじ成るべく植民地の歴史を旧慣風俗等を尊重し植民地をして自治的に発展せしめんと努力し、之を強制して母国に同化せしめんとするが如きことは勤めて避けて居る」。イギリスのやり方は「各々其土地の状況に適する様な政治をして居る故に各殖民は自由自在に発達して土着の民は英領以前

よりも、生命財産の安全を保障せられて一層其幸福を増加し、其結果母国の繁栄を来すのであつて、之が真の植民地経営の成功である」<sup>4)</sup>。吉野は本国のみならず、植民地もまた幸福を得ないようであれば、それは植民地経営の成功とは言えないとする。その上で、本国と植民地がともに繁栄するには、従来の同化主義政策を改める必要があるとして、次のように述べている。

要するに古来同化主義にて成功したる国は一つも無いのであるから、日本は植民地経営に付いては独逸の主義を捨てて英国に倣ふの必要があります即ち朝鮮にても台湾にても成るべく其土地の歴史旧慣人情風俗を尊重し朝鮮人は朝鮮人台湾人は台湾人として發達させ、彼等の土地所有権は勿論其他の財産も紊りに之を奪ふことなく充分に之を保護して彼等の幸福を増加し彼等の心より日本の植民地たる事を喜ぶ様に至らしめなければなりません切言すれば万一朝鮮や台湾が日本から分離しても決して日本には叛かないと云ふ程度に至らしめなければなりません<sup>5)</sup>

この論説の主眼は、イギリスの植民地自治を手本として、朝鮮や台湾の自治的發達を促すことで、本国と植民地がともに繁栄するという道筋を描くことにある。それと同時に、吉野がこの中で、「万一朝鮮や台湾が日本から分離しても決して日本には叛かないと云ふ程度に至らしめなければならぬ」と述べている点に注目したい。この文章からは、彼が植民地の政治的独立という選択肢を視野に入れていたことを理解できるが、このような発言は、以後の論説には明確に現れない。吉野が最も精力的に植民地論を発表するのは、三・一独立運動の勃発から1920年代前半にかけてのことだが、その時期には、このような発言をすることが困難になるのである。

また、吉野は「非同化主義論」の中で、ヨーロッパとは異なる日本の植民地統治の難しさについて、次のように述べている。「支那民族や朝鮮民族の如く、数千年の国家的歴史を有して固有の旧慣風俗を存するのみならず、日本と文明の程度に於て大差なく、却て彼等は歴史的に觀察すれば日本に文明を宣伝したる關係上、自尊心も一層強き事と思はれるから、何しても之を統治するに同化主義は不可なりと信ずるのであります」<sup>6)</sup>。このように、後進帝国としての日本が植民地統治を円滑に進めるには、同化主義政策を改めることで、台湾や朝鮮の自治的發達を促す必要があると考えたのである。

吉野は世界戦争を契機として、従来の植民・被植民の關係が揺らぎ始めていることを、敏感に感じ取っていた。彼は西洋諸国における民族問題を念頭に置いて、日本の植民地

統治の前途を憂慮したのである。それゆえ、吉野は本国の知識人の立場から、植民地の異議申し立てに応えようと試みた。別の論説では、次のように述べている。

人種関係に於ける自由の要求の如きは、近來一般に此関係の複雑なる国家を悩まして居る。而して之れ亦時勢当然の要求に出で、如何に国家統一の妨げになればとて到底之を抑ふることは出来ない。(中略)同じやうな問題は近く日本に於ても朝鮮との間に起ると思ふのであるが、我々は日本帝国の立場から、朝鮮によつて統一的結束の累せらるゝことを欲せざると共に、又朝鮮人の自由開発の要求に向つても、大に之を聴容するの寛量を示さなければならぬと信ずるものである。<sup>7)</sup>

この文章から明らかなように、吉野は「朝鮮人の自由開発の要求」に応えながらも、あくまで「日本帝国の立場」から、本国と植民地の統一的結束が弱まらないことを望んでいた。彼はロシアにおけるフィンランド、ドイツにおけるポーランド、イギリスにおけるアイルランドの問題を取り上げ、日本にとっての朝鮮問題への注意を喚起したのである。

吉野は1916年3月から4月にかけて、実際に朝鮮と満洲を訪れ、その成果を「満韓を視察して」として発表した。この論説は、同年1月の『中央公論』に発表された「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」と並び、彼の政治思想の根幹を示した大論文である。吉野は「満韓を視察して」の中で、朝鮮について「恩威並び行ふということ」、すなわち「一視同仁政策」の遂行を基本姿勢として、総督府の同化主義政策に疑問を投げかけている。彼は朝鮮における「民族心理」を尊重するという立場から、本国への異議申し立てを行う民族運動の意義を容認するのである。

要するに、異民族を統治して、之より十分の心服を得るといふ事は全然不可能でないとしても、非常に困難なものである。従つて予一個の考としては、異民族統治の理想は其民族としての独立を尊重し、且其独立の完成によりて結局は政治的の自治を与ふるを方針とするに在りと云ひたい。<sup>8)</sup>

この文章を、先に見た「非同化主義論」と合わせて読むなら、おそらく吉野は植民地自治のモデルとしてイギリスを想定していたものと考えられる。要するに、本国と植民地間の不平等を「一視同仁」の精神によって克服し、植民地自治を適用することから、帝国秩序の再編を目指したのである。吉野は続けて、「同化は決して政府のみの事業では

無い。国民的事業である。官民合同の非常なる努力を以て後初めて成就し得べき事業である」<sup>9)</sup>と述べている。各民族が独立性を保ちながらも、ともに繁栄できる植民地帝国を形成すること、それが吉野の目指す「同化」であった。

「非同化主義論」と「滿韓を視察して」という二つの論説は、その後の吉野の植民地論の方向性を形作ったものとして重要である。ここで吉野が直面しているのは、植民地問題の存在を否認し従来の帝国主義的膨張を継続するのか、あるいは帝国内部の異議申し立てに応え帝國的結合の再編を試みるのかという岐路である。世界戦争を契機として、帝国主義と植民地主義の予定調和的な関係が崩壊した後に、いかにして本国と植民地の提携を再構築するのかという関心のあり様を、吉野の文章から読み取ることができる。

## 2 民族自決主義と植民地論

世界戦争は従来の国際秩序に大きな変革をもたらした。とりわけ、ヨーロッパ諸国の影響力を相対的に低下させると同時に、戦後の新しい世界秩序の形成をにらんだアメリカとソヴィエトの対立を顕在化させたのである。ソヴィエトによる無併合・無賠償・民族自決を掲げた講和案やウィルソンの「14カ条」は、戦争終結に前後するロシア革命の勃発と植民地ナショナリズムの高揚に対処するために出されたものである。これらは、従来の帝国主義的な政策を否定するという意味で、植民地問題にも影響を及ぼした。

1918年1月、ウィルソンが発表した「14カ条」は、国際連盟の創設や民族自決の原則などを謳ったものであり、彼が提唱する「新外交」は、世界にインパクトを与えた。吉野の国際政治に関する認識にも、その影響は色濃く反映している。すなわち、「講和会議は兎も角も動かすべからざる道義的精神によつて支配された」<sup>10)</sup>ものと理解した上で、「少くとも我々は将来の帝国経営に於て世界の大勢と没交渉に国運を指導すべからざるの明白なる覚悟を要する」<sup>11)</sup>と述べたのである。吉野は、「内政にあつては民本主義の徹底」<sup>12)</sup>を唱え、日本を含む東アジアの政治体制にもまた、国際関係の規制が及ぶことを強調した。彼は、アメリカが世界政治の表舞台に登場したことの意味について、次のように認識していた。

米国の参戦は人類幸福の根本なる崇高なる原則の爲めである。近代に於て政治上や経済上の争ひを外にして、純然たる主義又は理想の爲めに国運を賭して戦争したのはたゞ米国あるのみである。即ち米国は戦争に対して、新紀元を劃したものである。<sup>13)</sup>

吉野によれば、アメリカこそ憲政の運用に成功した国であり、「憲政の本義」たる民本主義の範例だと考えられた。それゆえ、ウィルソン外交の普遍主義的側面を強調し、それが指示する「世界の大勢」に日本もまた順応すべきことを説いたのである。そして、「民族自決主義を原則とし、更に所領国の主張と在住民の希望利益とを参酌して講和会議に於て極めようと云ふ」<sup>14)</sup> アメリカの立場を支持することになった。

このような国際関係の変動について、吉野は「帝国主義より国際民主主義へ」というレトリックを用いている。「十九世紀の帝国主義的の時代から、今や講和会議を経て新しい国際民主主義の時代に移ると云ふことを、歴史的に殊に極く最近の歴史に依つて不完全ながら証明致したいと思ふ」<sup>15)</sup>。「国際民主主義」とは、民族自決の原則に基づく「国際的平等主義」が確立された世界を構築するものであり、吉野の植民地論もまた、この流れに影響されることになる。

朝鮮問題は近き将来に於て我国内政上の最も重大なる問題たるべきは、今度の戦争によつてあらはれた民族主義の潮流の如何に大なるかを観ても察せらるゝではないか。現に問題が起つて居ないからとて決して安心すべき謂はれない。<sup>16)</sup>

しかし、パリ講和会議においてイギリスやフランスが自国の利益確保を優先し、さまざまな留保を加えたことで、ウィルソンの主張は後退を余儀なくされる。結果として、民族自決の原則がアジアやアフリカに適用されることはなかったのである。吉野もまた、終戦直後には、「民族自決主義は露西亜の過激派の主張するが如く、世界中の総べての民族問題に例外なく適用するといふのではなく、ウィルソンも已に明言して居るが如く、今度の戦争に直接関係ある民族問題にのみ適用すると云ふことになる」<sup>17)</sup>と述べ、植民地に適用する民族自決権にはダブル・スタンダードを用いていた。すなわち、ヨーロッパ諸民族には適用可能であるのに対して、トルコの支配下にあった「未開の民族」やドイツの植民地であったアフリカおよび南洋諸島の「未開の土民」には不可能だと考えたのである。戦後、ドイツの旧植民地である南洋諸島を日本が委任統治する案が有力であったため、吉野はあえて南洋を民族自決権の適用範囲から外したのである。

その後すぐに、朝鮮における抵抗が三・一独立運動として現実のものとなり、それによって日本政府が植民地統治の路線の変更を余儀なくされると、吉野は次々と時論を発表した。そこでは、日本の植民地統治への批判的なスタンスを取りつつ、現に存在する

植民地支配の改善・維持にどのように関わっていくのかという、現実的な課題に対して発言がなされるのである。

### 3 三・一独立運動と植民地論

第一次世界戦争後に民族自決に基づく国家建設・再編が実現したのは、東ヨーロッパ諸国などごく一部に限られた。1918年末から、アメリカや中国に在住する朝鮮人の中で、パリ講和会議に対して朝鮮の独立を請願する準備が進んでいたものの、結果としてその期待は裏切られることとなった。そうした中、1919年3月に、日本の植民地統治に異議を申し立てる三・一独立運動が勃発した。

吉野は三・一独立運動について、来るべきものが来たと感じただろう。まず、運動の主体を一部朝鮮人あるいはアメリカ人宣教師など第三者の扇動によるものだとする見解を退け、「事大主義が朝鮮人の独特の国民性である」という考えは誤りであると指摘した上で、次のように述べている。

所謂我邦の識者が亡国の朝鮮あるを知つて、興国の朝鮮あるを知らなかつたのが、実に我邦の朝鮮統治を誤らしめた最大の源因ではあるまいか。何となれば若し吾々にして朝鮮人民の他の一半が、実に愛国的独立心に燃えて居る、否之れに目覚めんとしつゝあるといふ事を知つて居つたならば、モウ少し変つた政治の遣り方をした筈であると思ふからである。<sup>18)</sup>

このように、吉野は「興国的朝鮮」の存在を認め、「朝鮮民族独立運動の根本的動機には道徳的なものが有る」<sup>19)</sup>と記したのである。その上で、「僕は多年の学術的研究の結果として此処に断言する。同化は先づ殆ど不可能である。若し朝鮮人を形式的に日本人たらしめんとするのが朝鮮統治の理想であるならば、これ程非科学的な事はない」<sup>20)</sup>と述べた。

三・一独立運動をきっかけとして、日本政府は植民地統治の路線の変更を余儀なくされる。憲兵の武力によって威圧する従来の「武断政治」を変更して、斎藤実新総督の下で「文化政治」を推進したのである。その目的は、民族運動の要求を一部受容し、運動を分裂・弱体化させることで、安定的支配を構築することにあつた。しかし、そこでも政府のとつた植民地統治の方針は内地延長主義、同化主義であり、本国と植民地の制度的、



文化的差異を縮小し、最終的には植民地帝国としての形態を維持することを目指したのである。

そうした状況の中で、吉野は新総督の就任に際して、「朝鮮民族をして朝鮮民族として十分発達するを得しめ、此基礎の上に彼等が我々の真箇頼もしき友人たるやうに導かれんこと」<sup>21)</sup>を望んだ。彼はあくまで、内地延長主義、同化主義には批判的であり、「朝鮮民族」の自立性を重視する立場を貫こうとした。

この時期、吉野は呂運亨を始めとして、多くの独立運動家との接触を試みていた。呂は1919年11月、上海の大韓民国臨時政府の要人として日本を訪れ、政府・民間の要人たちに面会した際に、吉野とも会談した。この会談の内容は不明だが、その後、吉野は「所謂呂運亨事件について」(『中央公論』1920年1月)を発表した。彼は呂の主張に「一個侵し難き正義の閃き」<sup>22)</sup>を見て、次のように述べている。

予輩は彼の把持する一片の正義を包容し得るにあらずば、日本の将来の道徳的生命は決して伸びるものでないと云ふ感を深うせざるを得なかつた。(中略)彼等が一片の道義をとつて独立を叫ぶ以上、我はそれ以上の高き道義的理想を掲ぐる事の外に彼等を服せしむる途はない。<sup>23)</sup>

吉野がこの中で、「それ以上の高き道義的理想」と記したことについて、具体的にどのような道筋を描こうとしていたのかは判然としない。しかし、この論説からは、吉野が呂の主張に強く心を揺さぶられた様を見て取ることができる。呂は日本滞在中、さまざまな形で独立要求の趣旨を訴えたが、吉野もまた、その要求に応えざるを得なかったのである。吉野は「朝鮮青年会問題」(『新人』1920年2・3月)でも、朝鮮人の独立要求は日本の国法に反するが、そこには道徳的な正義が含まれているとして、「国家をして正義の確立に協力せしめようとする」<sup>24)</sup>立場から、朝鮮人との対話の実現を訴えた。大韓民国臨時政府の機関紙『独立』は、吉野が黎明会で行った講演の記録である「朝鮮統治の改革に関する最小限度の四要求」(『黎明講演集』1919年8月)を朝鮮語に抄訳して、掲載している。このことから、この時期、両者の間では、ぎりぎりのところで対話の糸口を探る試みがなされていたと推察される。

これに対して、総督府警務局員・丸山鶴吉は「朝鮮統治策に関し吉野博士に質す」(『新人』1920年3月)を発表し、朝鮮の民族運動を容認する吉野の態度を論難した。丸山はこの中で、吉野の主張は朝鮮放棄論ではないかと批判したのである。吉野はすぐに、「朝

朝鮮統治策に関して丸山君に答ふ」(『新人』1920年4月)において、「祖国の恢復を図ると云ふ事は、日本人たると朝鮮人たると支那人たるとを問はず、普遍的に是認せらる可き道徳的立場である。此処に共通な或る最高の原理を見ると云ふ事が即ち日鮮両民族の本当に一致提携すべき新境地を発見する事だらうと云ふのが僕の立場である」<sup>25)</sup>と反論した。彼はあくまで、民族自決の流れを受けた植民地の抵抗運動の意義を認めようとしたのである。

ここで検討したように、吉野は本国からの自立・独立を求める朝鮮人との対話を通して、事態解決の道筋を探ろうとした。そして、彼は民族を超えた普遍的正義を担う国家へと日本を改造することから、彼らの要求に応えようと試みたのである。しかし、吉野はあくまで、彼らを「包容」するという立場を崩さなかった。そのため、自らの帝国再編論と彼らの要求が折り合う地点を見出すことは、極めて困難であったと考えられる。

#### 4 植民地論の矛盾と挫折

日本政府と同様に、吉野においても、植民地の異議申し立てに応えるという政治の問題は、植民地の政治的独立を視野に入れる形で議論されざるを得なかった。しかし、吉野は三・一独立運動の後、植民地の政治的独立という選択肢について、明確に語らなくなる。そもそも、彼の植民地論は植民地の政治的独立を主目的とする議論ではなかったが、この時期になると、そうした議論の枠組みの限界が明らかになってくる。

吉野は「文化政治」の下での内地延長主義に反対すると同時に、植民地統治の方針を転換することにより、本国と植民地の提携を再構築できると判断していた。先に見た「朝鮮統治策に関して丸山君に答ふ」の中で、次のように述べている。

朝鮮人に全然日本人と同一の態度を求むると云ふ事は、最後の到達点であつて決して出発点ではない。朝鮮人が法律上日本人だからと云つて此の前提の下に政策を決定しやうとするなら、それは法律を知つて政治を知らず、従つてスタートと決勝点を混同するものである。<sup>26)</sup>

この文章から明らかなように、吉野の立場からする植民地問題は、「要は第一歩の踏み出し方如何に在る」<sup>27)</sup>のであって、従来の同化主義が、「同化政策とは云ふものゝ実は全然日本人と同じ者となれと云ふのでなく、日本人の云ふ通りの者になれといふ要求」<sup>28)</sup>で

ある点において誤りなのである。具体的には、朝鮮人に対する差別的待遇を撤廃すること（「一視同仁政策」の実行）、武人政治をやめること、従来の同化政策の破棄、言論の自由の保障を唱え、それまでの植民地統治の誤りに対して、総督府と内地側の自己反省がないのを批判した。

この時期、吉野の植民地論では、事態解決の道筋を描くことが困難になっていた。彼は日本政府の内地延長主義への批判を続ける一方で、植民地の民族運動の独立要求に応えることも難しくなっていたのである。ここには、植民地の自立の方向性をめぐって、本国の知識人が矛盾を深めていく様を見て取ることができる。次の文章には、そうした胸のうちの、率直に語られている。

或る意味から言ふと、朝鮮問題は人道問題であります。或る意味に於ては、日本国民が大陸発展の能力有りや否やといふ事の、試験問題でもあると思ふ。吾々は此問題にどうか落第したくない。<sup>29)</sup>

このように、吉野は植民地の自立を望みながらも、日本の「大陸発展の能力」という側面から、植民地統治継続の必要性を訴えるのである。その立場は、台湾の文化運動を担う雑誌として刊行された『台湾青年』創刊号に寄稿した「祝辞」（1920年7月）にも明らかである。吉野はこの中で、現地の文化運動を「深き歴史と民族性に根柢すべきもの」とした上で、次のように述べている。

諸君の文化的に独立するのは、真に内地人と協同せんが為めです。（中略）凡て協同の基礎は独立です。独立なしの協同は盲従です。隷属です。我々は日本国民として、斯の如き隷属的<sup>〇</sup>民族<sup>〇</sup>の存在<sup>〇</sup>する<sup>〇</sup>を<sup>〇</sup>好<sup>〇</sup>み<sup>〇</sup>ま<sup>〇</sup>せ<sup>〇</sup>ん。台湾人が法律上日本国民として、我々と提携する前に、我々は、台湾人が先づ独立の文化民族たる事を要求します。独立とは只法律上の命令者に反抗する事ではありません。独立<sup>〇</sup>の<sup>〇</sup>人<sup>〇</sup>格<sup>〇</sup>者<sup>〇</sup>たる<sup>〇</sup>事<sup>〇</sup>です。<sup>30)</sup>

この文章から明らかなように、台湾人を「文化民族」として立ち上げることは、台湾の自治運動の成果を認める中で、台湾人の日本臣民としての存在意義を改めて位置付け直す意味を持つものである。吉野は植民地問題について、同化主義を否定し、異民族統治のあり方に疑問を投げかけた。その議論は、日本政府の方針に対する批判であったことは確かだが、それとは異なる側面から、植民地住民を自治の協力者として繋ぎ止める

ものであったと理解できる。

以上見てきたように、吉野の植民地論は、民族自決のインパクトを受けた植民地の民族主義運動に向き合う中から、新たな形で本国と植民地の提携を模索し、帝国秩序を再編する議論であった。しかし、こうした議論の方向性は、1920年代中頃には行き詰まることになる。日本の植民政策は、20年代に内地延長主義を強めており、吉野の植民地自治論は、挫折を余儀なくされるのである。また、植民地の民族運動が、日本のデモクラシー運動の分裂という状況に結び付きながら分化していったことも、大きく影響している。すなわち、民族運動が非妥協的な政治闘争を回避して資本主義的な文明化のために運動を推進する「文化運動」と、社会主義革命を目指す「階級運動」に分かれる中で、吉野は対話の回路を失っていったのである。

## む す び

吉野の帝国主義批判は、第一次世界戦争の終結前後、植民地帝国の支配原理を転換するための理論的支柱として機能した。吉野は逸早く植民地統治批判論を発表して、後には、民族自決を承認する立場から帝国主義批判を展開したのである。それはまた、短期間ではあったが、朝鮮・台湾の抵抗運動とも連携するものであった。そこには、従来の同化主義政策を否定しながらも、植民地の自立要求に応じて自治を承認することで、本国と植民地の提携を模索し、帝国秩序を再編するという議論の方向性を見て取ることができる。しかし、民族を超えた普遍的正義を担う国家へと日本を改造するという吉野の試みが、植民地の要求と折り合う地点を見出すことは、極めて困難であった。彼の植民地論は、植民・被植民の非対称な関係性の中で、矛盾を深めていったのである。

そうして、吉野の帝国改造論は、1920年代後半には影響力を失うが、そこには東アジアにおける共産主義運動の浸透という事態が深く関わっている。20年代後半から30年代に登場したマルクス主義社会科学は、吉野の問題提起を乗り越える形で、新たな知の方向性を模索するものであった。本国と植民地の依存関係が深まる中で、植民地の現状を認識する枠組みが組み替えられることになる。植民政策学や広域秩序論といった新しい学知が、そうした現実的な要請に応える形で展開されたのである。それについては、稿を改めて論じてみたい。

## 注

『吉野作造選集』全15巻・別巻1(岩波書店, 1995～97年)からの引用は、『選集』と略し、巻数と頁数をその下に示す。

- 1) 吉野作造の植民地論を帝国再編の文脈で再検討したものとして、平野敬和「帝国改造の政治思想——世界戦争期の吉野作造——」(大阪大学文学会『待兼山論叢』第34号, 日本学篇, 2000年12月), 米谷匡史「戦間期知識人の帝国改造論」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』第9巻, 東京大学出版会, 2005年), 同『アジア／日本』(岩波書店, 2006年)を参照。
- 2) 松尾尊兌「〈解説〉吉野作造の朝鮮論」(『選集』第9巻)380頁。
- 3) 『選集』別巻の著作年表には、「非同化主義論」は記されていない。その後、「非同化主義論」について言及したものとして、比屋根照夫「混成的国家」への道——近代沖縄からの視点」(『日本の歴史』第25巻, 講談社, 2003年)を参照。また、植民地台湾在住者の政治参加要求をめぐる、植民地社会および本国における相剋の過程を検討した、岡本真希子「植民地在住者の政治参加をめぐる相剋——「台湾同化会」事件を中心として——」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』第40巻第3号, 2010年11月)も、『新台湾』の記事を紹介する中で、「非同化主義論」について触れている。なお、現在、『新台湾』は台北の国立中央図書館台湾分館に所蔵されており、林思敏さんから史料提供を受けたことを記しておく。
- 4) 吉野「非同化主義論」(『新台湾』1915年1月号)4頁。
- 5) 同前, 5頁。
- 6) 同前, 5頁。
- 7) 吉野「国家中心主義個人中心主義二思潮の対立・衝突・調和」(『中央公論』第31年第10号, 1916年9月)『選集』第1巻, 134頁。
- 8) 吉野「満韓を視察して」(『中央公論』第31年第6号, 1916年6月)『選集』第9巻, 15頁。
- 9) 同前, 29頁。
- 10) 吉野「国家生活の一新」(『中央公論』第35年第1号, 1920年1月)『選集』第1巻, 231頁。
- 11) 吉野「世界の大大主潮と其順応策及び対応策」(『中央公論』第34年第1号, 1919年1月)『選集』第6巻, 14頁。
- 12) 同前, 15頁。
- 13) 吉野「国際連盟は可能なり」(『六合雑誌』第39巻第1号, 1919年1月)『選集』第6巻, 12頁。
- 14) 吉野「講和会議に提言すべき我国の南洋諸島処分案」(『中央公論』第34年第1号, 1919年1月)『選集』第6巻, 23頁。
- 15) 吉野「帝国主義より国際民主主義へ」(『六合雑誌』第39巻第6号, 1919年6月)『選集』第6巻, 37頁。

- 16) 吉野「朝鮮統治策」(『中央公論』第33年第11号, 1918年10月)『選集』第9巻, 50～51頁。
- 17) 吉野「講和会議に提言すべき我国の南洋諸島処分案」23頁。
- 18) 吉野「興国的朝鮮の存在を忘るゝ勿れ」(『海か陸か』第8巻第7号, 1919年7月)2頁。
- 19) 吉野「朝鮮統治策に関して丸山君に答ふ」(『新人』第21巻第4号, 1920年4月)『選集』第9巻, 146頁。
- 20) 同前, 149頁。
- 21) 吉野「新総督及び新政務總監を迎ふ」(『中央公論』第34年第10号, 1919年9月)『選集』第9巻, 116頁。
- 22) 吉野「所謂呂運亨事件について」(『中央公論』第35年第1号, 1920年1月)『選集』第9巻, 120頁。
- 23) 同前, 121頁。
- 24) 吉野「朝鮮青年会問題」(『新人』第21巻第2号, 1920年2月)『選集』第9巻, 134頁。
- 25) 吉野「朝鮮統治策に関して丸山君に答ふ」149頁。
- 26) 同前, 148頁。
- 27) 吉野「対外的良心の發揮」(『中央公論』第34年第4号, 1919年4月)『選集』第9巻, 61頁。
- 28) 吉野「外交上に於ける日本の苦境」(『婦人公論』第6年第1号, 1921年1月)『選集』第9巻, 159頁。
- 29) 吉野「朝鮮統治の改革に関する最小限度の四要求」(『黎明講演集』第6輯, 1919年8月)『選集』第9巻, 104頁。
- 30) 吉野「『台湾青年』発刊への祝辞」(『台湾青年』第1巻第1号, 1920年7月)『選集』第9巻, 293頁。